

# バリーカレボー サプライヤー行動規範

更新: 2024年4月

制限と免責: 本方針は一般的な企業ガイドラインであり、経営陣は自らの裁量により別の条件を適用する権利を留保します。本方針は、弊社からの通知の有無にかかわらず、随時変更される可能性があります。本方針のいかなる規定も、適用法と矛盾する範囲においては適用されません。

1. はじめに	3
2. 対象範囲	3
3. ESGデュー・デリジェンス	4
4. 保護	4
5. 品質と製品の安全性	4
6. 環境要件	5
6.1. 環境への影響.....	5
6.2. 排出量.....	5
6.3. 森林破壊と生物多様性.....	5
6.4. 原住民と地域住民の権利の尊重.....	6
7. 社会的要件	6
7.1. 国際労働基準の遵守.....	6
7.2. 強制的な労働の禁止.....	6
7.3. 児童労働のリスクと若年労働者の保護.....	7
7.4. 結社の自由.....	7
7.5. 適法かつ公正な報酬.....	7
7.6. 長時間労働の防止.....	7
7.7. 差別のリスク.....	7
7.8. 敬意と尊厳.....	8
7.9. 安全かつ健全な労働条件.....	8
8. ガバナンス	8
8.1. 法規制の遵守.....	8
8.2. 贈収賄と腐敗行為の防止.....	8
8.3. 公正な競争.....	9
8.4. 守秘義務.....	9
8.5. 個人情報保護.....	9
8.6. 制裁の遵守.....	9
8.7. 利益相反の防止.....	9
8.8. 知的財産.....	9
9. サプライヤー行動規範の導入	10
9.1. サプライチェーン.....	10
9.2. トレーサビリティ.....	10
9.3. ネジメントシステムとリスクアセスメント.....	10
9.4. 懸念事項の報告.....	10
9.5. サプライヤー行動規範の違反の通知.....	11
9.6. 監視と是正.....	11
10. サプライヤー行動規範の改訂	11
参考文献	12
国際労働基準	12

強制的な労働の禁止.....	12
児童労働のリスク.....	12
結社の自由.....	12
適法かつ公正な報酬.....	12
長時間労働の防止.....	12
差別のリスク.....	12
安全かつ健全な労働条件.....	13
環境マネジメント.....	13
サプライヤー宣誓	<b>13</b>

## 1. はじめに

世界30ヶ国以上に製造拠点を展開する世界有数のココア・チョコレートメーカーとして、当社の事業は世界中の多くの人々の生活に影響を与えています。私たちは、農家、従業員、株主、顧客、消費者、仕入先、そして事業を展開する地域など、すべてのステークホルダーに対して、利益を上げる以上の責任があると考えています。バリーカレボーは世界中の国や地域から原料を調達しています。

お客様に最高の体験を提供することに尽力する中で、当社では自社の製品とサービスの信頼性、品質、安全性を最も重視しています。私たちは、お客様やビジネスパートナーの正当な期待や要求に対して決して妥協することなく、常に最高の基準を満たすように努めています。

2016年には、2025年までに持続可能なチョコレートをスタンダードにするための計画「フォーエバーチョコレート」を立ち上げました。私たちのアプローチは、その対象範囲と目標に関して、カカオ・チョコレート業界ではユニークな試みでした。サステナブルなチョコレートのサプライチェーンについての理解を常に深めていくため、フォーエバーチョコレートの目標は当初から動的な設定でした。当社のプロセスは、試行、評価、適応、大規模展開、そして継続的改善です。データ分析、進化を続ける専門家の洞察、実現可能な政策環境の育成からの習得事項に基づいて、これを実施します。2023年、私たちは2016年以降の影響を評価し、「フォーエバーチョコレート」計画に新たな抱負を加えました。このため、2025年に向けたフォーエバーチョコレートの目標をブラッシュアップするとともに、目標を追加し、対象範囲と影響力を2025年以降まで拡大しました。

私たちは、サプライヤーが当社のバリューチェーンに多大な貢献をしてきていることを認識しています。サプライヤーの皆様には、製品の安全性、品質、持続可能性、倫理的なビジネス慣行に関する当社の高い基準を維持するために、当社のビジョンを受け入れ、当社の期待に沿って行動していただくようお願いします。

## 2. 対象範囲

このサプライヤー行動規範は、バリーカレボーグループのあらゆる事業体に製品、材料、専門知識および関連サービスを提供するすべてのサプライヤーとその従業員、下請業者に適用されます。本規範は、各サプライヤーに期待する必要最小限の要件を定め、適用される法律、規制および契約上の取り決めに基づくコミットメントを求めるものです。

本書に規定された要件に加えて、当社ではサプライヤーに遵守を求める<sup>1</sup> 特定の成分 または分野特有の規定を詳述したカテゴリー固有の方針も定めています。

## 3. ESGデュー・デリジェンス

バリーカレボーでは、責任ある企業行動のためのOECDデュー・デリジェンス・ガイダンスを模範とした包括的な人権および環境デュー・デリジェンス・フレームワークを採用しています<sup>2</sup>。従って、サプライヤーには、OECDのデュー・デリジェンス・プロセスの6段階のアプローチに基

<sup>1</sup><https://www.barry-callebaut.com/en/group/forever-chocolate/our-sustainable-raw-materials>

<sup>2</sup><https://www.oecd.org/investment/duediligence-guidance-for-responsible-business-conduct.htm>

づいて、予防、緩和、修復措置を含むESGへの影響を評価し、対処

する体制を確立することを求めます。

## 4. 保護

バリーカレポーは、事業とサプライチェーン全体で人権保護アプローチを確保することにコミットしていて、従業員、サプライヤー、導入パートナー、請負業者にも、かかるコミットメントを共有していただくことを期待します。バリーカレポーは、パートナーとサプライヤーが、調達元の地域社会の人々との活動において、国内外の保護基準に従って、専門的かつ適切な行動をとることを求めます。バリーカレポーは、サプライヤーがサプライヤー行動規範の違反となると認識した状況を提起し、効果的な解決を求める人たちを支援することを期待します。

バリーカレポーは、当社スタッフ、活動、事業、およびプログラムによって引き起こされる意図的または偶発的な危害からの、当社の業務に従事するすべての人、または当社が活動する地域社会に

対する自らの注意義務を認識しています。バリーカレポー

は、このため、自社の運営とサプライチェーンにおいて、児童の保護アプローチを徹底することにコミットしていて、自社の従業員、サプライヤー、導入パートナー、請負業者がこのコミットメントを共有し、人権に関連する国際的および地域的な法規制を尊重し、国内外の保護基準と当社の規範および方針に従って行動することを期待しています。バリーカレポーは、サプライヤーがサプライヤー行動規範に違反する不正行為に気づいた場合、またはその疑いがある場合には、懸念を表明し、効果的な解決を求める人たちを支援することを期待しています。

## 5. 品質と製品の安全性

サプライヤーは、バリーカレポーに提供するあらゆる製品、原料、サービスが、合意した要件と仕様を満たし、適用されるすべての法律と規制に準拠していることを保証します。

サプライヤーは、提供した製品またはバリーカレポーの製品に影響を及ぼす規制、品質、安全性、表示上の問題を示す可能性のある事実または疑いを認識した場合、直ちにバリーカレポーに通知します。

## 6. 環境要件

### 6.1. 環境への影響

生態系の安定性を確保するために、バリーカレポーは二酸化炭素排出量の削減とフォレストポジティブなサプライチェーンの実現に取り組んでいます。つまり、当社の目標は、調達活動やフォレストポジティブなサプライチェーンにとどまらず、長期的かつ大規模な森林保全に貢献することです。更に、当社は、環境、社会、ガバナンス (ESG) 管理とリスクに関する報告を含め、

当社のすべての業務を透明かつ誠実に運営することに専心しています。

当社は、すべてのサプライヤーに対して、環境に関する法令を遵守し、環境に配慮した事業活動を行うとともに、上記の地球環境方針を遵守していただくことを求めます。サプライヤーは、効果的な環境マネジメントシステム(EMS)の構築、リスクアセスメントの実施、環境パフォーマンスの監視、および環境への影響を予防および最小化するための手法を継続的に改善することが求められます。

## 6.2. 排出量

バリーカレボーは、サプライヤーが温室効果ガス排出量を削減し、パリ協定<sup>3</sup>およびGHGプロトコルの企業算定及び報告基準<sup>4</sup>の排出削減目標に則り、自社の排出量を測定、削減、報告する上で、国際的に認められた戦略に沿うことを期待しています。要請に応じて、サプライヤーは、バリーカレボーに提供した製品またはサービスの温室効果ガスフットプリントをバリーカレボーに報告するものとします。

## 6.3. 森林破壊と生物多様性

バリーカレボーでは、2025年までにフォレストポジティブになるという目標に向かって<sup>5</sup>邁進しています<sup>6</sup>。これは、2025年までに、2020年12月31日以降もしくはセクター別のカットオフ日\*が存在する場合はそれ以前に、森林破壊の対象となっていない土地で生産され、適用されるすべての関連規制に同意して生産された商品や製品を調達することを目指すことを意味します。

当社のコミットメントを踏まえ、当社はすべてのサプライヤーに対し、その事業がいかなる形態の森林破壊や生物多様性の損失の直接的な原因にならないこと、または積極的に関与しないように努めることを期待します。サプライヤーには、デュー・ディリジェンスを実施し、すべての自社製品が当社のフォレストポジティブ要件を満たし、関連するすべての国外、国内、連邦、州または地域の法律および規制に準拠していることを保証していただきます。

## 6.4. 原住民と地域住民の権利の尊重

すべてのサプライヤーは、自らが事業を展開する地域やサプライチェーンにおいて、先住民コミュニティや地元住民の権利を尊重するものとします。サプライヤーは、国連の原則である自由意思に基づく事前の十分な情報に基づく同意(FPIC)を適用することとします<sup>7</sup>。

## 7. 社会的要件

<sup>3</sup> <https://www.un.org/en/climatechange/paris-agreement>

<sup>4</sup> <https://ghgprotocol.org/corporate-standard>

<sup>5</sup> 森林については、国連食糧農業機関(FAO)の定義(<https://www.fao.org/3/I8661EN/i8661en.pdf>)を参照しています

<sup>6</sup> <https://www.barry-callebaut.com/en/group/forever-chocolate/forever-chocolate-strategy/thats-what-forever-chocolate-all-about#Thriving%20Nature>

\*2015年パーム油調達における森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ、2008年アマゾン大豆モラトリアム

<sup>7</sup> <https://www.fao.org/indigenous-peoples/our-pillars/fpic/en/#:~:text=FPIC%20allows%20Indigenous%20Peoples%20to,monitoring%2C%20and%20evaluation%20of%20projects.>

## 7.1. 国際労働基準の遵守

サプライヤーは、国際労働機関(ILO)<sup>8</sup>の世界人権宣言およびビジネスと人権に関する国連指導原則に規定された原則を含む、中核的な国際人権条約、方針および手続きによって定義された国際労働基準を尊重し、これを遵守することとします<sup>9</sup>。

## 7.2. 強制的な労働の禁止

サプライヤーが提供する雇用はすべて、自由に選択された雇用でなければいけません。強制労働、奴隷労働、年季奉公労働、その他あらゆる形態の奴隷制や人身売買は禁止されています。これには、雇用プロセスを通じて従業員から金銭的な預託や身分証明書の原本などの法的文書を収集しないこと、また、不本意な依存関係を生み出すその他の活動を控えることをサプライヤーが保証することが含まれます。更に、サプライヤーは、労働者の移動の自由がいかなる形でも制限されず、労働者が雇用者の敷地を自由に離れることができることを保証することとします。非自主的な囚人労働は禁じられています。すべての労働は任意であり、労働者は合理的な予告をした上で自由に雇用を終了することができなければなりません。サプライヤーは、責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス(第2項参照)を模範とした適切なデュー・ディリジェンス・プロセスを実施することとします。

## 7.3. 児童労働のリスクと若年労働者の保護

「児童労働」とは、児童にとって精神的、身体的、社会的または道徳的に危険で有害な労働で、児童の修学を妨げ、児童の幼年期を奪う労働を指します。サプライヤーは、児童労働を募集または使用せず、雇用および労働の最低年齢に関するILO条約第138号および最悪の形態の児童労働に関するILO条約第182号の原則を尊重し、これを実現するものとします。

18歳未満の労働者を雇用する場合、サプライヤーは、若年労働者の雇用が、身体的、精神的または情緒的発達を損なう可能性のある過度の身体的リスクにさらされないことを証明する必要があります。

サプライヤーには、サプライチェーンにおける児童労働のリスクを監視し、対処するためのマネジメントシステムを実施することが求められます。児童労働の事例が確認された場合、サプライヤーは必要な是正措置を講じるものとします。サプライヤーは、かかる措置が被害を受けた児童とその家族の福祉を悪化させないことを保証した上で、児童を危害を及ぼす状況から直ちに引き離すものとします。更に、サプライヤーには、児童労働の蔓延という根本的な問題に対処するために、地方政府、NGOその他のステークホルダーと協力することが求められます。

## 7.4. 結社の自由

サプライヤーは、適宜、従業員が労働組合を含む自ら選択した労働者組織に加入すること、または加入を見合わせる事、および団体交渉を行うことについて、従業員の法的権利を尊重します。

<sup>8</sup>[https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed\\_norm/---declaration/documents/normativeinstrument/wcms\\_716594.pdf](https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---declaration/documents/normativeinstrument/wcms_716594.pdf)

<sup>9</sup> [https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/publications/guidingprinciplesbusinesshr\\_en.pdf](https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/publications/guidingprinciplesbusinesshr_en.pdf)



サプライヤーは、自社の法的所在地、履行地、製品およびサービスの納入地および最終目的地において有効かつ効力のあるすべての適用法令を常に厳格に遵守することとします。更に、サプライヤーは、そのサービスに係る業務の遂行に従事するすべての従属会社および下請業者に対して同等の遵守義務を課すものとします。

## 8.2. 贈収賄と腐敗行為の防止

サプライヤーは、海外腐敗行為防止法 (FCPA) および 2010 年英国贈収賄防止法を含むがこれに限定されない贈収賄防止、腐敗防止およびマネーロンダリング防止に関連するすべての適用法、法令、規制および規範を遵守して事業を遂行することとします。

サプライヤーは、自社またはバリーカレポーの事業上の利益を促進すること、または政府職員および個人を含む関連する意思決定者の行為または決定に影響を及ぼすことを目的として、贈収賄またはその他の腐敗行為または違法行為に関与してはなりません。これには、バリーカレポーのためにサービスを提供する見返りとして、バリーカレポーの従業員に提供されるあらゆる形態の利益 (リベートその他) が含まれます。サプライヤーは、自社のサプライチェーンがいかなる形態の贈収賄や汚職もないことを保証するために、必要かつ合理的なすべての措置を講じる必要があります。

サプライヤーは、かかる法律の遵守を確保するために、前述の法律に基づく適切な手続きを含め、自らの方針と手続きを確立し、維持し、執行するものとします。

## 8.3. 公正な競争

サプライヤーは、適用される競争法および独占禁止法を遵守して事業を運営することとします。サプライヤーは、公正な競争と自由な市場を制限または防止する目的で、価格操作、市場共有、市場分割、機密情報および商業上の機密情報の共有、販売または生産高の制限の合意を含むがこれらに限定されない、いかなる違法行為も行っておりはなりません。

## 8.4. 守秘義務

サプライヤーは、バリーカレポーとの取引に関する商業上、営業上または技術上の情報を厳格に秘密に保持するものとし、バリーカレポーの事前の書面による同意なしに、サプライヤーは、自社の契約上の義務を正常に履行するために必要とされる以外の目的で、いかなる者にも秘密情報を開示すること、またはいかなる者にも秘密情報へのアクセスを許可することはしてはなりません。

## 8.5. 個人情報保護

サプライヤーは、データ保護規則を尊重し、安全かつ適切なデータ処理を確保するものとし、例えば、顧客や従業員に関する個人情報、個人情報保護規則に従って処理され、保存されます。

## 8.6. 制裁の遵守

サプライヤーは、自社またはバリーカレポーに適用されるいかなる貿易制裁または禁輸措置にも違反しない方法で、材料の調達を含む事業を遂行することとします。

## 8.7. 利益相反の防止

サプライヤーは、個人の私的利益がサプライヤまたはバリーカレポーの利益と相反する可能性がある場合、またはかかる状況が公正かつ客観的な判断を損なう可能性がある場合、贈答品、接待、歓待その他の便宜を提供する状況を避けるものとし、

## 8.8. 知的財産

サプライヤーは、バリーカレポーの知的財産権を保護し、尊重するものとし、使用許諾を受けた知的財産権は、意図され指定された目的のためにのみ使用されるものとし、

# 9. サプライヤー行動規範の導入

## 9.1. サプライチェーン

サプライヤーには、本規範の規定を自社のサプライヤーに積極的に伝達し、本書に規定された要件と原則に沿って、上流サプライチェーン全体における持続可能な慣行に向けた継続的改善のプロセスを開始、維持、検証することが求められます。

サプライヤーは、包括的なサプライヤー行動規範の中で、自社と下請業者に対する必須のサステナビリティ要件を定めています。

## 9.2. トレーサビリティ

当社では、トレーサビリティは、透明性と説明責任を確保し、製品の原産地を正確に追跡および監視し、人権を保護し、環境への影響を軽減するための重要な基盤であると考えています。このため、当社は、サプライヤーが適切な記録を保持し、要求に応じて、トレーサビリティを確保するために、施設、敷地、および原材料の既知の出所を開示することを期待します。

## 9.3. マネジメントシステムとリスクアセスメント

サプライヤー行動規範のすべての項目を確実に遵守するために、サプライヤーは次のことを行うこととします。

- 方針の策定
- 役職と担当業務の定義と割り当て
- 手順の実施

- 従業員と関連する第三者への、これらの事項の伝達
- 従業員と下請業者への十分な研修の実施
- あらゆる方針と手順の遵守の監視
- 是正措置の実施
- これらの事項の進捗状況の報告

サプライヤーは、責任ある事業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンスおよび責任ある農業サプライチェーンのためのOECD-FAOガイダンスに従って、上記および第3項から第6項に記載されたすべての要件を管理し、これを満たすものとします。

#### 9.4. 懸念事項の報告

サプライヤーは、報復を恐れることなく、違法行為や非倫理的行為を安全かつ匿名で報告できるよう、全従業員が簡単にアクセスできる秘密の内部告発ホットラインを提供することとします。

加えて、サプライヤーは、下請業者を含むサプライチェーン内のすべての労働者が利用できる苦情処理制度を導入し、職場の条件または待遇に関連して生じる懸念または紛争に対処する必要があります。この制度は、あらゆる苦情が全関係当事者の権利を尊重し、公正な解決につながるような方法で処理されることを確保するために、透明性があり、公平で、適用上一貫した制度でなければなりません。

#### 9.5. サプライヤー行動規範の違反の通知

サプライヤーは、バリーカレポーの従業員またはその代理人もしくは下請業者が、財務上の不正または誤り、詐欺、反競争的または腐敗行為、重大な人権、健康、安全または環境問題の侵害を含むがこれらに限定されない不正行為に関与していると信じる正当な理由がある場合には、これに対応することが奨励されます。かかる行為は、以下のメールアドレス宛てでバリーカレポーに報告する必要があります：[compliance@barry-callebaut.com](mailto:compliance@barry-callebaut.com)

#### 9.6. 監視と是正

私たちは、サプライヤーが、サプライヤー行動規範に規定された原則を従業員、代理店、下請業者に周知するために必要なあらゆる措置を講じ、サプライヤー行動規範の理解と遵守を確保するために適切な行動をとることを期待します。バリーカレポーは、サプライヤーが本サプライヤー行動規範に規定された原則を遵守していることを証明するために必要な文書を維持することを期待し、サプライヤーがこれらの原則を遵守していることを監査する権利を留保します。

通常、サプライヤーはSMETAの監査を受け、Sedexプラットフォームを通じてバリーカレポーと共有することを求められます。何らかのコンプライアンス違反が検出された場合、サプライヤーは是正措置を講じるように求められます。サプライヤーが適時に措置を講じない場合、バリーカレポーはサプライヤーとの取引関係を終了することができます。

### 10. サプライヤー行動規範の改訂

バリーカレボーサプライヤー行動規範は、フォーエバーチョコレートのコミットメントに向けた道のりを反映し、支援するために、定期的に見直され、必要に応じて更新されます。サプライヤー行動規範の最新版は、バリーカレボー社のウェブサイト([www.barry-callebaut.com](http://www.barry-callebaut.com))で入手できます。

最終更新: 2024年4月

## 参考文献

下記の参考文献は、バリーカレボーサプライヤー行動規範で規定された原則以外の追加義務を課すことを意図するものではありません。ただし、サプライヤーには以下の参考文献に従うことを推奨します。

[バリーカレボー行動規範](#)

[バリーカレボー人権声明](#)

[バリーカレボー森林破壊フリープロトコル](#)

## 国際労働基準

### 強制的な労働の禁止

ILO条約第29号(強制労働)および第105号(強制労働の廃止)  
尊厳ある移民のためのダッカ原則に定められた雇用主負担原則

### 児童労働のリスク

ILO条約第138号(最低年齢)および第182号(最悪の形態の児童労働)

### 結社の自由

ILO条約第87号(結社の自由及び団結権の保護)および第98号(団結権及び団体交渉権)

### 適法かつ公正な報酬

ILO条約第131号(最低賃金決定)

### 長時間労働の防止

ILO条約第1号(労働時間)および第14号(週休)

### 差別のリスク

ILO条約第100号(同一報酬)および第111号((差別待遇雇用及び職業))

安全かつ健全な労働条件

ILO条約第155号(職業上の安全及び健康)

環境マネジメント

ISO 14001環境マネジメントシステム規格

## サプライヤー宣誓

我々、下記署名者は、ここに下記のことを確認するものとします。

- 我々は、2024年4月時点でのバリーカレポーサプライヤー行動規範を受領し、これに適切な注意を払うこと
- 我々には、自社が事業を運営している国のあらゆる関連法規を認識する責任があること
- 我々は、サプライヤー行動規範の規定と我々が事業を営む国で適用される法規制との間に矛盾がある場合には、バリーカレポーに通知すること
- 我々は、付属文書を含むサプライヤー行動規範を遵守し、これに従うこと
- 我々は、自社の従業員、代理店、下請業者に対し、サプライヤー行動規範の条項を適宜伝達し、サプライヤー行動規範の条項を遵守させること
- 我々は、バリーカレポーからの要請があれば、サプライヤー行動規範の条項を遵守していることを裏付ける関連文書を提出すること

署名

---

氏名

---

役職

---

会社名

---

会社所在地

---

---

---

日付

---

本書で定められた要件と期待事項は、関連するサプライヤーに適用される他の要件、規格、規則、マニュアルおよび期待事項に追加されるものであり、それらに代わるものではありません。これらは、サプライヤーとバリーカレボーグループとの間の契約上の取り決めに置き換える、制限する、またはそれらに優先するものではなく、その性質上、かかる契約上の取り決めに補足するものです。